

みずほ総合口座取引規定 新旧対比表

条項	改定前	改定後
2.取引店の範囲	(2)期日指定定期預金、スーパー定期および変動金利定期預金の預け入れは一口 1 円以上、大口定期預金の預け入れは 1 千万円以上とし、定期預金等の預け入れ、解約または書替継続は取引店のほか、原則として取引店以外の当行店舗（一部の店舗を除きます。）でも取り扱います。ただし、一部の場合においては取引店以外でお取り扱いできないこともあります。	(2)期日指定定期預金、スーパー定期の預け入れは一口 1 円以上、大口定期預金の預け入れは 1 千万円以上とし、期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期預金の預け入れおよび書替継続、定期預金等の解約は取引店のほか、原則として取引店以外の当行店舗（一部の店舗を除きます。）でも取り扱います。ただし、一部の場合においては取引店以外でお取り扱いできないこともあります。
3.定期預金等の満期取り扱い	(2)定期預金等を自動継続方式にて取り扱う場合は、次のとおりとします。 ①定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金等・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。なお、継続後の預金の金額が預入上限金額をこえる場合は、自動的に期間 3 年、複利型のスーパー定期として継続します。 ②継続された定期預金等についても前記①と同様とします。 ③継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは継続後の満期日）前営業日までにその旨を取引店に申し出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときは継続後の最長預入期限）までにその旨を取引店に申し出てください。 (3)新設	(2)期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期預金を自動継続方式にて取り扱う場合は、次のとおりとします。 ①期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。なお、継続後の預金の金額が預入上限金額をこえる場合は、自動的に期間 3 年、複利型のスーパー定期として継続します。 ②継続された期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期預金についても前記①と同様とします。 ③継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは継続後の満期日）前営業日までにその旨を取引店に申し出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときは継続後の最長預入期限）までにその旨を取引店に申し出てください。 (3)変動金利定期預金を自動継続方式にて取り扱う場合は、次のとおりとします。

		①変動金利定期預金は、当行所定の日をもって前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に書替します。 ②当行所定の日より前に、継続を停止するときは、満期日前営業日までにその旨を取引店に申し出てください。 (以下項番について項番号を変更)
4. 預金の払い戻し等	(1) 普通預金の払い戻しまたは定期預金等の解約、書換継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに提出してください。	(1) 普通預金の払い戻しまたは定期預金等の解約、 期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期預金の書替継続 をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに提出してください。
—	(2020 年 4 月 1 日現在)	(2024 年 12 月 8 日現在)